

妊婦のための支援給付のご案内

加東市では、妊娠されたすべての方が安心して出産・育児ができるように、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行うとともに妊婦のための給付金を支給します。

妊娠・出産・子育て中の悩みや困り事は保健師等にお気軽にご相談ください。

包括相談支援

妊産婦さんが抱える様々な不安を解消するために、市の保健師等が面接、電話、訪問等を通して、妊娠から子育て期まで、個々に応じて寄り添い支援します。

妊 娠 期

出産後

妊娠届出時

妊娠7～8か月頃

生後1～2か月頃



面 談
(アンケート)

妊婦本人と保健師等が面談



アンケート

市からアンケートを送付



面 談
(アンケート)

生後4か月までの、こんにちは赤ちゃん訪問時に面談

面談後に申請書をお渡しします

【申請に必要なもの】

- ①個人番号が確認できる書類
(マイナンバーカード又は個人番号通知書)
- ②本人の振込先確認書類
(通帳又はキャッシュカード)

妊婦支援給付金1回目

5万円

アンケート回答

※必ず提出してください

アンケートの内容により、保健師、助産師が電話や面談等でサポートします



面談後に申請書をお渡しします

【申請に必要なもの】

- ※妊娠届出時に確認している場合は不要
- ①個人番号が確認できる書類
(マイナンバーカード又は個人番号通知書)
 - ②本人の振込先確認書類
(通帳又はキャッシュカード)

妊婦支援給付金2回目

5万円×胎児の数

経済的支援

出産育児関連用品の購入費用や子育て支援サービスの利用料負担軽減を図るため、妊娠届出時の妊婦、出生届出をされた子育て世帯にそれぞれ給付金を支給します。

※多胎を妊娠された場合は、妊娠届出時(1回目の支給)に5万円、出産後(2回目の支給)に5万円×胎児の数の分を支給します(双胎の場合:5万円×2人分=10万円)。

※妊婦支援給付金は医療機関等で妊娠(医師による胎児心音の確認)が確認された後、流産、死産、中絶等で出産に至らなかった場合も支給されます(1回目、2回目ともに対象)。

【問い合わせ先】 加東市子育てスマイルセンター(市役所2階 健康課)
☎0795-43-0432

R7.4作成